

平成24年 6月14日

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

立石北第二自転車駐車場は、葛飾区市街地整備用地取得基金の一時使用で設置している。この用地の一部を、京成押上線連続立体交差事業関係者に売却するため、自転車駐車場の一部を廃止することになった。

それに伴い、代替施設として立石七丁目3番12号へ立石北第二自転車駐車場の一部を移転するもの。

2 改正の内容

別表の立石北第二自転車駐車場の位置に立石七丁目3番12号を追加する。

3 一部廃止・追加する施設の概要

- ① 現状 所在地 立石四丁目27番5号
面積 約111㎡
収容台数 約70台
一部廃止後（一部廃止部分 60.6㎡）
面積 約50㎡
収容台数 約15台
- ② 追加 所在地 立石七丁目3番12号
面積 約183㎡
収容台数 約120台
開設時期 葛飾区規則で定める日
運営方法 指定管理者

4 案内図（裏面のとおり）

【案内図】

